



皆さんは「オクトーバーフェスト」をご存知でしょうか？ドイツのミュンヘンで毎年10月の第1日曜日を最終日とする16日間に、新しいビールの醸造シーズンの幕開けを祝って開催されるビールの祭典です。最近では日本各地でも行われており、メディア等で目にしたことがある方も多いのではないのでしょうか。関東では9月に日比谷とお台場で開催が予定されているそうです。ビールに合う肉料理やドイツの伝統料理などの絶品グルメ、ドイツ楽団による演奏も楽しめるそうです。ビール党の方は是非行かれてみてはいかがでしょうか！！

～ 中小企業等経営強化法の施行 ～

「**中小企業等経営強化法**」が平成28年7月に施行され、中小企業・小規模事業者や中堅企業の生産性向上を集中支援することとなりました。

中小企業・小規模事業者や中堅企業は、自社の生産性を向上させるための人材育成や財務管理、設備投資などの取り組みを記載した「経営力向上計画」を各大臣に申請し、認定された事業者は、様々な支援措置を受けられます。

ここでは、1番の目玉でもある固定資産税の軽減措置を詳しく確認したいと思います。

・新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例

中小企業者が取得する**生産性を高める機械装置（新品）**について、一定の要件を満たした場合、**3年間固定資産税を1/2に軽減**できる。

※中小企業者：**資本金1億円以下**、大企業の子会社を除く

※生産性を高める機械装置：**160万円以上**かつ、**旧モデル比で生産性指標（生産効率、エネルギー効率、精度等をいいます。）が年平均1%以上向上**しているもので、**過去10年以内に販売開始されたもの**。

リース取引（いわゆるファイナンス・リース取引）に係る契約による機械装置も対象となりますので、特例の適用を忘れないよう注意が必要です。

減税の手続き

① 工業会等から「**証明書**」を設備メーカー等を通して入手

↓ 製造メーカーの発行申請から発行まで**数日から2カ月程度必要**

② 事業所管大臣に当該設備の取得を含む「**経営力向上計画**」を提出し、認定を受ける。申請の際には、**工業会等による証明書を必ず添付**する。

↓

③ **毎年1月の固定資産税の申告の際に、申請書の写し、認定書の写し、工業会等による証明書の写しを申告書類とともに市区町村等に提出**する。



注意事項

機械及び装置の購入後、年末までに認定が受けられない場合、**減税の期間が2年となります**。通常、申請書の受理から認定までは最大30日要する可能性があります。

11月から年末近くに取得する機器装置については、機械装置の取得前に手続きを開始するようにし、制度の恩恵を最大限受けられるように気を付けましょう。

【オリンピックの報奨金へ税金はかかるの?】

8月21日、南米で初開催となったリオデジャネイロオリンピックが閉幕しました。日本は今大会で27競技に338選手が出場し、金12、銀8、銅21の計41個のメダルを獲得。メダル総数は世界7番目で、前回ロンドン大会の38個を上回り、史上最多となりました。



メダリストになれば栄誉の他に報奨金も用意されており、日本オリンピック協会(JOC)は金メダリストに500万円、銀メダリストに200万円、銅メダリストに100万円を、日本障がい者スポーツ協会(JPSA)は金メダリストに150万円、銀メダリストに100万円、銅メダリストに70万円を支払うことにしています。

所得税法においては、社内コンペの優勝者に支払われるような一般的な報奨金は課税の対象とされていますが、JOCやJPSAから交付される報奨金については非課税とする旨が規定されています。

さらに、各競技団体から交付される報奨金についても一定額を非課税としています。

他方で、一般企業からのオリンピック等に対する報奨金は原則として課税の対象となっています。

- ① 勤務先である所属企業から支払われる報奨金は、給与所得と見なされ源泉徴収されます。
- ② オリンピックのオフィシャルパートナーである企業から報奨金が支払われる場合は、一時所得として所得税が課されることになります。



✿標準報酬月額の見直し時期✿

7月1日現在使用している被保険者に4月、5月、6月に支払った賃金を算定基礎届により届出し、毎年1回、**標準報酬月額を決定**します。

ここで決定された標準報酬月額は、その年の9月から翌年の8月まで使用することになります。よって10月に支給される給与から新たな標準報酬月額での社会保険料が控除されることになります。

※当月分の保険料を当月分給与から控除している企業については、9月に支給される給与から控除になりますので、ご注意ください。



✿スタッフブログ✿

弊所ホームページにて、事務所スタッフによるブログを公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。
<http://ameblo.jp/yaraichotax/>

今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A型	B型	O型	AB型
多少博打に思えることから、 チャンスを手にする ことができるかもしれません! 積極的に行動してみては。	予想外の出費があるかも!? 必要ないものを買ってしまわないように 計画的に金銭管理 しましょう。	仕事のパフォーマンスが上がってくるでしょう! 周囲のサポートに感謝し、 努力の成果を独り占めしないことが重要 です。	知らぬうちに疲れやダメージが残っている状態です。 自然に触れる機会を増やして 、癒しの時間を多く取りましょう!



優経税理士法人

～(経済産業省認定) 経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp ☎http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。